

# 子供へのヒアリングを通じた意見聴取に関する検討会設置要綱

(決定) 令和5年10月30日付5子企第218号

## (設置の目的)

第1条 多様な子供の意見を適切に施策に反映していくためには、アンケート形式での意見聴取に加えて、子供と対面してヒアリングを行い、子供の成長・発達段階等に応じたファシリテートを行うことで、子供の意見とその理由や背景を的確に把握する取組が重要である。子供へのヒアリングにおける対話手法や必要な配慮等について、事例に基づく議論を行い、専門的な知見を取り入れることで、ヒアリングを通じた子供との対話の質の向上を図ることを目的として、「子供へのヒアリングを通じた意見聴取に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

## (検討内容等)

第2条 検討会では、子供政策連携室が実施したヒアリング事例をもとに、子供へのヒアリングに関する具体的な手法（意見を言いやすい雰囲気づくり方、成長・発達段階に応じた質問方法、ファシリテート方法、子供への安全配慮等）や聴取した意見の子供へのフィードバック方法について検討する。

## (組織等)

第3条 別表のとおり、前条の検討内容等について専門的知見を有する学識経験者等（外部委員）及び子供政策連携室職員（内部委員）により構成する。

2 必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

3 検討会後、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第1号から第9号までに掲げられている情報を除くほか、議事の進行に支障のない範囲で、議事概要等を公開する。

## (招集等)

第4条 検討会は、子供政策連携室プロジェクト推進担当部長が招集する。

2 委員が検討会に出席した場合、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

## (守秘義務)

第5条 委員は、検討会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員の就任した日から令和6年3月31日までとする。

## (事務局)

第7条 検討会の庶務は、子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

(別表)

子供へのヒアリングを通じた意見聴取に関する検討会 委員一覧

工学院大学 教育推進機構 教授	安部 芳絵	外部委員
東洋大学 福祉社会デザイン学部 准教授	内田 塔子	
一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事	川瀬 信一	
子供政策連携室 プロジェクト推進担当部長	小平 房代	内部委員
子供政策連携室 企画調整部プロジェクト推進担当課長	鈴木 孝典	

(外部委員は五十音順・敬称略)